



福岡医発第 30 号 (地)

令和 4 年 4 月 4 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

令和 4 年度地域支援事業実施要綱の改正点について及び
地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の
上限制度の運用について

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、地域支援事業につきましては、厚生労働省において実施要綱等が示されておりますが、今般、今年度の当該実施要綱の改正点及び地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の上限制度の運用について、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありましたのでご連絡申し上げます。

当該実施要綱の改正内容につきましては、認知症地域支援推進員の業務内容に、新たに認知症の人と家族への一体的支援事業を追加する旨が記されております。

また、総合事業につきましては、上限の超過は例外的な取り扱いであることを踏まえ、上限制度の運用の在り方については、改革工程表2020に基づき、令和 4 年度も別添のとおり見直しを行う予定である旨の内容が記されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

介護保険担当理事 柳 大三郎
会長 島田昇二郎

(介 187)
令和 4 年 3 月 30 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公 印 省 略)

令和 4 年度地域支援事業実施要綱の改正点についておよび
地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の上限制度の
運用について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、地域支援事業につきましては、厚生労働省において実施要綱等が示されており、令和 3 年度については、令和 3 年 9 月 27 日付（介 98）文書にてお知らせしております。

今般、令和 4 年度の当該実施要綱の改正点および地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という）の上限制度の運用についての事務連絡が発出されましたのでご連絡申し上げます。

当該実施要綱の改正内容につきましては、認知症地域支援推進員の業務内容に、新たに認知症の人と家族への一体的支援事業を追加する旨が記されております。

また、総合事業につきましては、上限の超過は例外的な取り扱いであることを踏まえ、上限制度の運用の在り方については、改革工程表 2020 に基づき、令和 4 年度も別添のとおり見直しを行う予定である旨の内容が記されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、郡市区医師会及び会員の先生方への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

【添付資料】

○介護保険最新情報 vol.1053

令和 4 年度地域支援事業実施要綱の改正点について

（令 4.3.28 事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課 地域包括ケア推進係）

○介護保険最新情報 vol.1054

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の上限制度の運用について
（令 4.3.28 事務連絡 厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課）

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

令和4年度地域支援事業実施要綱の

改正点について

計2枚（本紙を除く）

Vol.1053

令和4年3月28日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3986）

FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 2 8 日

各都道府県介護保険主管課（部） 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
地域包括ケア推進係

令和 4 年度地域支援事業実施要綱の改正点について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の地域支援事業の実施に当たり、今般、下記通知の一部が改正されたところで
す。

つきましては、改正点について、別紙のとおりまとめましたので、参考としていただくと
ともに、貴管内市町村への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、「地域支援事業交付金の交付について」（平成 20 年 5 月 23 日付け厚生労働省発老
第 0523003 号厚生労働事務次官通知）につきましても一部改正を予定しておりますが、準備
が整い次第発出させていただきますので、ご承知おきくださいますようお願いいたします。

記

・「地域支援事業の実施について」（平成 18 年 6 月 9 日付け老発 0609001 号厚生労働省
老健局長通知）

厚生労働省ウェブサイト掲載先：<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000919497.pdf>

厚生労働省老健局
認知症施策・地域介護推進課
地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3986）
FAX：03-3503-7894

(別紙)

令和4年度地域支援事業実施要綱の改正点

「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)

(1) 認知症の人と家族への一体的支援事業の実施

認知症地域支援推進員の業務内容に、新たに認知症の人と家族への一体的支援事業を追加。

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体

御 中

← 厚生労働省 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の

上限制度の運用について

計4枚（本紙を除く）

Vol.1054

令和4年3月28日

厚生労働省老健局

認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 3986）

FAX：03-3503-7894

事 務 連 絡
令和 4 年 3 月 28 日

各 都道府県 介護保険担当主管部（局） 御中
市区町村

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の上限制度の運用
について

日頃より、介護保険行政に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、

- ・事業費の上限について、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号）において、事業移行前年度実績に市町村の 75 歳以上高齢者の伸びを乗じた額とされ、
- ・特別な事情がある場合は、介護保険法施行令及び「介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン」（平成 27 年 6 月 5 日老発 0605 第 5 号別紙。以下「ガイドライン」という。）において、例外的な個別判断により、上限を超えた交付金の措置が認められている

ところです。

総合事業は、効果的なサービス提供を通じて費用の伸びを 75 歳以上高齢者の伸び率程度に抑えることで、制度の持続可能性を確保しながら地域のニーズに合ったサービス提供を目的とする制度です。

上限の超過は例外的な取り扱いであることを踏まえ、上限制度の運用の在り方については、改革工程表 2020 に基づき、令和 3 年度も一定程度的見直しを行いましたが、令和 4 年度も別紙のとおり見直しを行う予定ですので、引き続き適切なご対応をお願いいたします。

なお、厚生労働省では、令和 4 年度予算において「地域づくり加速化事業」を創設し、従前相当サービスが多いなど総合事業に課題を抱える市町村等を対象として、地域が抱える様々な課題や実情に応じ、有識者等が課題解決に向けて奔走支援を実施することとしており、関係市町村におかれては本事業の活用など積極的な取り組みをお願いいたします。

また、令和 4 年度の交付申請の詳細等については、追ってお示しさせていただきます。

（参考）新経済・財政再生計画改革工程表 2020（令和 2 年 12 月 18 日経済財政諮問会議決定）（抄）

6 4. 介護の軽度者への生活援助サービス・福祉用具貸与に関する給付の在り方等について検討

b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、速やかに必要な対応を検討。

介護予防・日常生活支援総合事業のガイドラインの新旧対照表（抄）（案）

令和 4 年度	令和 3 年度
（個別判断） ○ 市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、一時的に計算式による上限を超える場合について、例外的に個別に判断する枠組みを設ける。個別判断は、事前の判断と事後の判断に分けて行う。<u>また個別判断に基づく申請には、上限超過を解消し効率的な事業運営を促すよう、事業費縮減に向けた取組みを推進させる費用低減計画を作成する必要がある。</u> ＜事前の判断＞ ・ 当該年度の見込額が明らかに<u>一時的に</u>上限を超える場合について、一定の特殊事情を勘案して認める。 【判断事由】 ・ <u>当該年度の前年度及び当該年度で総合事業の多様なサービス（訪問型／通所型従前相当サービス以外のサービスをいう。以下同じ。）又は一般介護予防事業のプログラムを新たに導入し、費用の伸びが一時的に高くなるが、総合事業の多様なサービスや一般介護予防事業の再構築、地域における産官学の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合</u> ・ <u>当該年度の前々年度以前に総合事業の多様なサービス又は一般介護予防事業のプログラムを導入し、費用の伸びが一時的に高くなったが、平成 30 年度又は当該サービス若しくはプログラムを導入した年度のいずれか直近の年度の事業費に対して当該年度の前年度の事業費が減少しており、今後も総合事業の多様なサービスや一般介護予防事業の再構築、地域における産官学の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合</u> ・ <u>人口一万人未満の市町村において、総合事業の多様なサービスの担い手（NPO 法人やボランティア等）が一時的に不足しており、指定事業者による訪問型／通所型の従前相当サービス等以外のサービスの実施が難しい場合</u> ・ <u>当該年度申請における 75 歳以上人口変動率（前々々年度から前年度の平均）がマイナスであり、即時的に事業費の上限に合わせることが困難である場合。</u> ・ <u>介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成 30 年度から当該年度の変動率が、当該年度申請における 75 歳以上人口変動率（前々々年度から前年度の平均）よりも大きい場合、仮にその差分に相当する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額（※）が算定式から控除されていなければ、個別協議が不要である場合。</u> （※）<u>当該年度の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額に、介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成 30 年度から当該年度の変動率と当該年度申請における 75 歳以上人口変動率（前々々年度から前年度の平均）の差分を乗じた金額。</u> ・ <u>離島等の市町村において事業費が著しく少なく、当該年度における 65 歳以上高齢者一人当たり事業費額が、全保険者に係る 65 歳以上高齢者一人当たり事業費額の平均（1 万円）未満である場合の一時的な対応</u> ・ <u>介護職員等ベースアップ等支援加算創設により、個別協議が必要である場合（介護職員等ベースアップ等支援加算の実施のために必要な金額の範囲（※）に限る。）</u> （※）<u>当該年度の従前相当サービス及びサービス A に係る事業費から処遇改善加算及び特定処遇</u>	（個別判断） ○ 市町村における総合事業の円滑な実施に配慮し、計算式による上限を超える場合について、個別に判断する枠組みを設ける。個別判断は、事前の判断と事後の判断に分けて行う。 ＜事前の判断＞ ・ 当該年度の見込額が明らかに上限を超える場合について、一定の特殊事情を勘案して認める。 【判断事由】 ・ <u>介護予防に効果的なプログラムを新たに導入する場合・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足している場合・小規模市町村で通いの場等の新たな基盤整備を通じて当該年度だけ費用の伸びが増加する場合など、費用の伸びが一時的に高くなるが、住民主体の取組等が確実に促進され費用の伸びが低減していく見込みである場合</u> ・ <u>令和 3 年度申請における 75 歳以上人口変動率（平成 30 年度から令和 2 年度の平均）がマイナスであり、即時的に事業費の上限に合わせることが困難である場合。</u> ・ <u>介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成 30 年度から令和 3 年度の変動率が、令和 3 年度申請における 75 歳以上人口変動率（平成 30 年度から令和 2 年度の平均）よりも大きい場合、仮にその差分に相当する介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額（※）が算定式から控除されていなければ、個別協議が不要である場合。</u> （※）<u>令和 3 年度の介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額に、介護予防支援に係る保険給付に要する費用の額の平成 30 年度から令和 3 年度の変動率と令和 3 年度申請における 75 歳以上人口変動率（平成 30 年度から令和 2 年度の平均）の差分を乗じた金額。</u> （新設） （新設）

令和4年度	令和3年度
改善加算に係る事業費を控除した金額に、介護職員等ペースアップ等支援加算の加算率を乗じた金額 <事後の個別判断> ・ 事業実施後、結果として<u>一時的に</u>上限を超えた場合について、一定の特殊事情を勘案して認める。 【判断事由】 ・ 病気などの大流行、災害の発生などの避けられない事情により、要支援者等が急増した場合 ・ <u>当該年度に総合事業の多様なサービス又は一般介護予防事業のプログラムを新たに導入する等により費用の効率化に向け政策努力したが、結果として上限以上となった場合で、その後総合事業の多様なサービスや一般介護予防事業の再構築、地域における産官学の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合。ただし、翌年度への費用低減効果が明らかであり、翌年度の事前の個別協議及び同様の事由による事後の個別協議を行わない場合に限る。</u> (削除) ※地域支援事業の上限設定の詳細については、「地域支援事業充実に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成27年2月18日事務連絡）を参照のこと。	<事後の個別判断> ・ 事業実施後、結果として上限を超えた場合について、一定の特殊事情を勘案して認める。 【判断事由】 ・ 病気などの大流行、災害の発生などの避けられない事情により、要支援者等が急増した場合 ・ 多様なサービスへの移行促進を図る等費用の効率化に向け政策努力したが、結果として上限以上となった場合で、その後<u>住民主体の取組等が確実に促進され費用の伸びが低減していく見込みである場合</u> ・ <u>総合事業開始当初、総合事業への移行に伴うやむを得ない事情により、費用の伸び率が高くなった場合</u> ※地域支援事業の上限設定の詳細については、「地域支援事業充実に係る上限の取扱い及び任意事業の見直しについて」（平成27年2月18日事務連絡）を参照のこと。

地域支援事業(介護予防・日常生活支援総合事業)の上限制度の運用等の見直し

- 地域支援事業における介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)は、
 - ・事業費の上限は、事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額とされ(政令)、
 - ・特別な事情がある場合は、例外的な個別判断により、上限を超えた交付金の措置が認められている(政令・ガイドライン)。

- 総合事業は、効果的なサービス提供を通じて費用の伸びを75歳以上高齢者の伸び率程度に抑えることで、制度の持続可能性を確保しながら地域のニーズに合ったサービス提供を目的とする制度であり、上限の超過は例外的な取り扱いであることを踏まえ、改革工程表2020に基づき、上限制度の運用の在り方について見直しを行う。

(参考) 新経済・財政再生計画改革工程表2020(令和2年12月18日経済財政諮問会議決定)

64. b. 地域支援事業の介護予防・日常生活支援総合事業の上限制度の運用の在り方について、速やかに必要な対応を検討。

事前協議に係る令和3年度の対応・4年度の対応(案)

令和2年度まで	令和3年度	令和4年度
例示とする取扱いをやめる 【例】 ・介護予防に効果的なプログラムを新たに導入する場合・介護予防や生活支援サービスの供給体制が近隣市町村と比較して著しく不足している場合・小規模市町村で通いの場等の新たな基盤整備を通じて当該年度だけ費用の伸びが増加する場合など、費用の伸びが一時的に高くなるが、住民主体の取組等が確実に促進され費用の伸びが低減していく見込みである場合 ・前年度の個別判断で上限を引き上げており、その影響が当該年度以降も継続すると見込まれる場合 削除した上で、やむを得ない事情として二点追加	【判断事由】 具体化 ・75歳以上人口が減少しており、即時的に事業費の上限に合わせる事が困難である場合 ・事業移行前年度実績に市町村の75歳以上高齢者の伸びを乗じた額から控除することとされている「介護予防支援(給付)」の費用額の変動率(H30～R3)が、75歳以上人口変動率(H30～R2)よりも大きい場合、仮にその差分に相当する介護予防支援(給付)の費用額が算定式から控除されていなければ、個別協議が必要である場合	・前年度以降で総合事業の多様なサービス又は一般介護予防事業のプログラムを新たに導入し、費用の伸びが一時的に高くなるが、事業の再構築、産官学の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合 ・前々年度以前に総合事業の多様なサービス又は一般介護予防事業のプログラムを導入し、費用の伸びが一時的に高くなったが、平成30年度(又はサービス・プログラム導入年度)の事業費に対して前年度の事業費が減少しており、今後も事業の再構築、産官学の取組の推進により費用の伸びが低減していく見込みである場合 ・人口一万人未満の市町村において、総合事業の多様なサービスの担い手が一時的に不足 (引き続き存置) やむを得ない事情として二点追加 ・離島等の市町村で、65歳以上高齢者一人当たり事業費額が、全保険者の平均(1万円)未満である場合 ・介護職員等ベースアップ等支援加算創設により個別協議が必要である場合

○ 令和4年度は、個別協議の申請を検討している一部の自治体等を対象とした個別の相談に対応していく(地域づくり加速化事業の活用も促す)。

令和5年度以降の対応方針

○ 令和4年度の申請状況等を踏まえ、更なる見直しを行っていく。